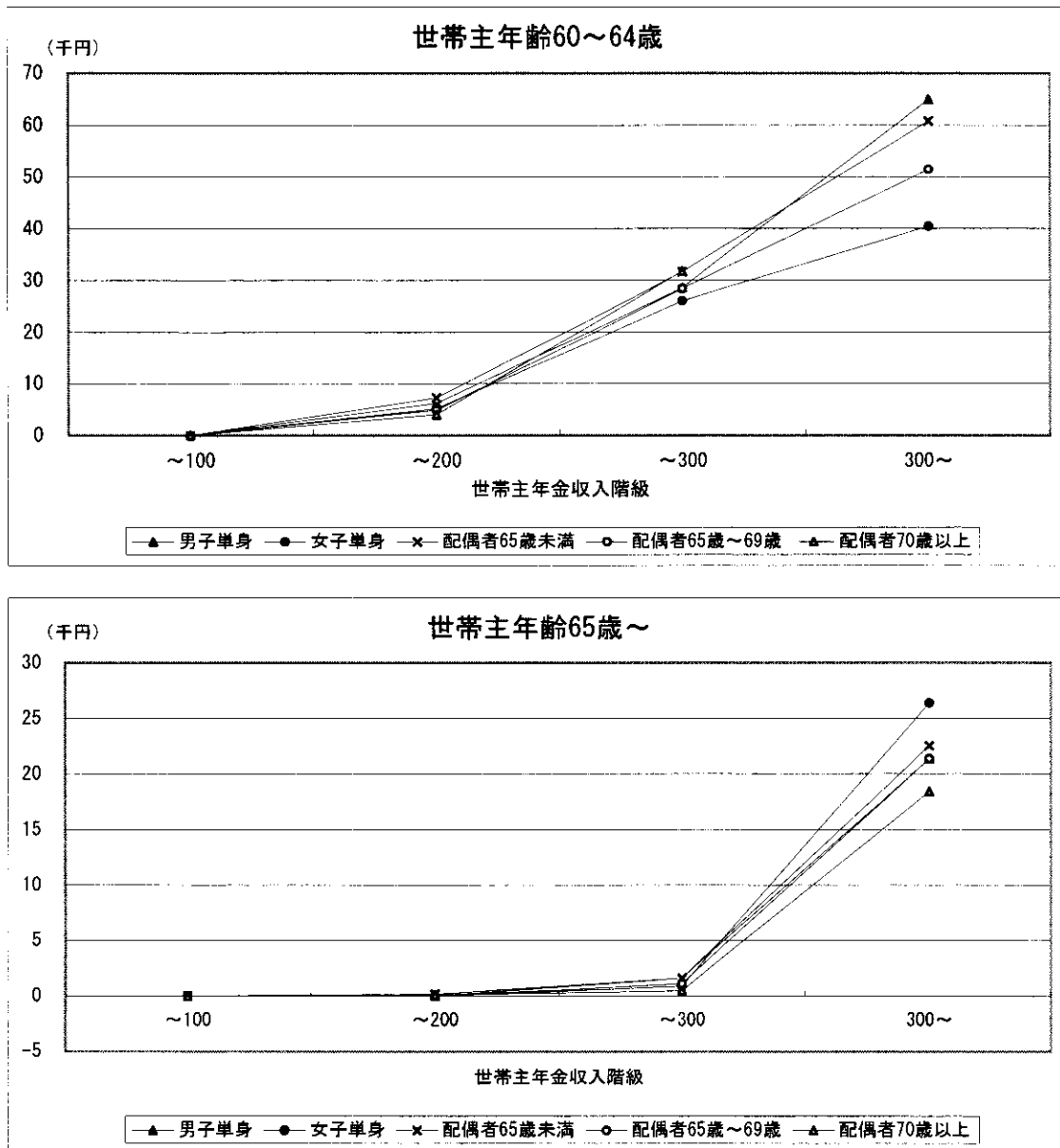


年金収入が増加するにつれて、世帯主の年金収入階級別の所得税増加額も大きくなる傾向にあるが、ケース1とは異なり単身世帯か夫婦世帯かにより増加額の異なる状況は見られない。また、世帯主年齢が60～64歳で年金収入100万円未満と、65歳以上で年金収入300万円未満の世帯では増加額はほぼゼロになる。

図表3-11 世帯主の年金収入階級別1世帯あたり所得税増加額（ケース2-B）

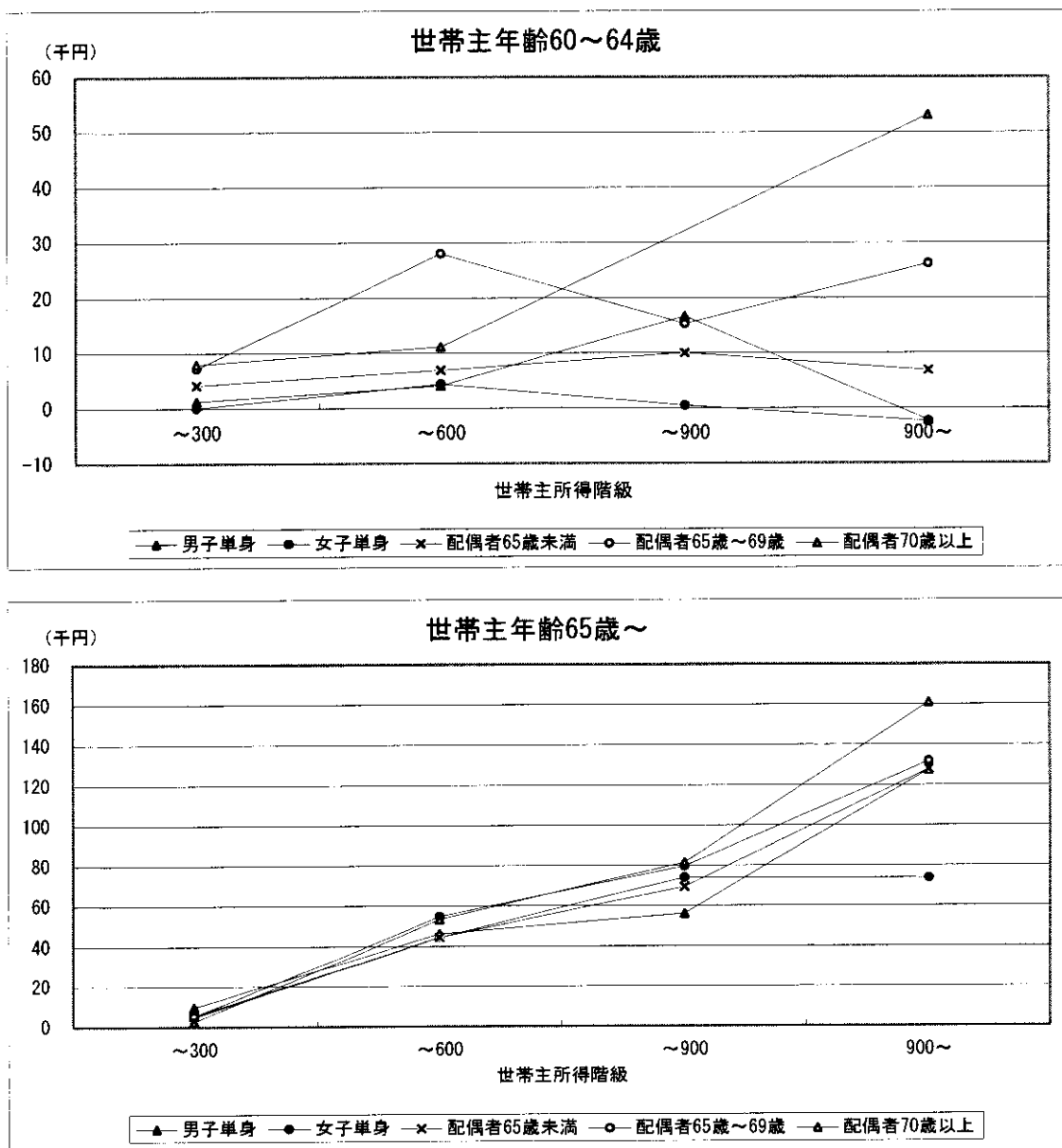


③ ケース2-C : 定率控除を廃止して、老齢基礎年金満額レベルを最低保障額とした定額控除とする（年齢によらず80万円）

（図表3-12、図表3-13）

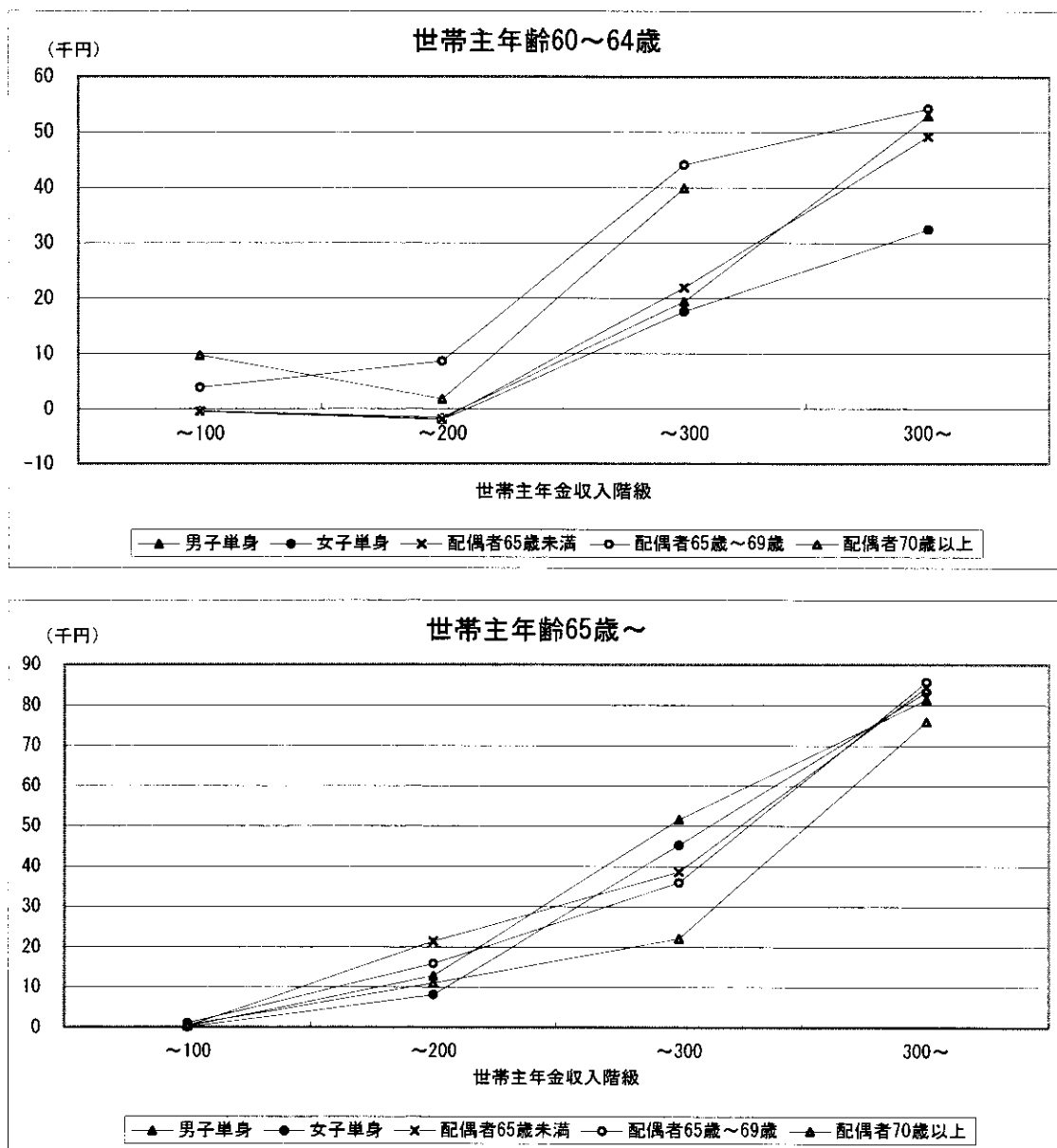
ケース2-Aの前提条件から、最低保障額を、65歳未満は引上げ、65歳以上は引き下げたことにより、世帯主年齢が60～64歳と65歳以上のそれぞれについて、全体の傾向はケース2-Aと同様であるが、世帯主年齢60～64歳の単身世帯では、所得税が減額になる場合も見られる。なお、全体の合計所得税増加額は、約2,800億円となった。

図表3-12 世帯主の所得階級別1世帯あたり所得税増加額（ケース2-C）



世帯主年齢が60～64歳の世帯では、世帯主の年金収入階級が100万円未満と200万円未満の階級では所得税は減額の傾向にある。一方、世帯主年齢が65歳以上の世帯では、年金収入100万円未満の階級では所得税増加額がほぼゼロであるが、その後は年金収入が増加するにつれて、増加額も大きくなる傾向にある。

図表3-13 世帯主の年金収入階級別1世帯あたり所得税増加額（ケース2-C）

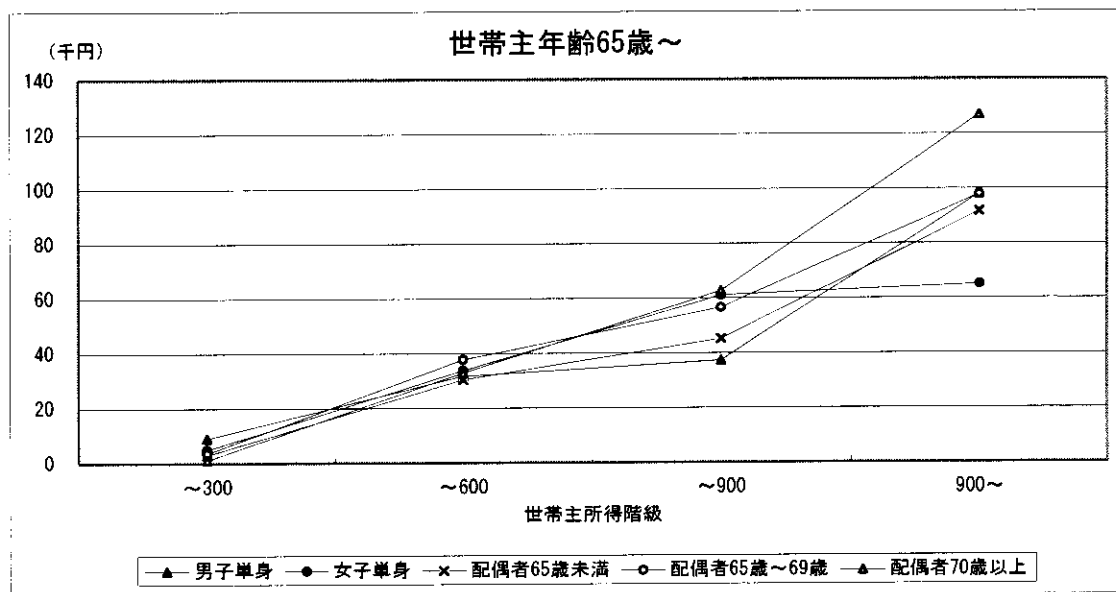
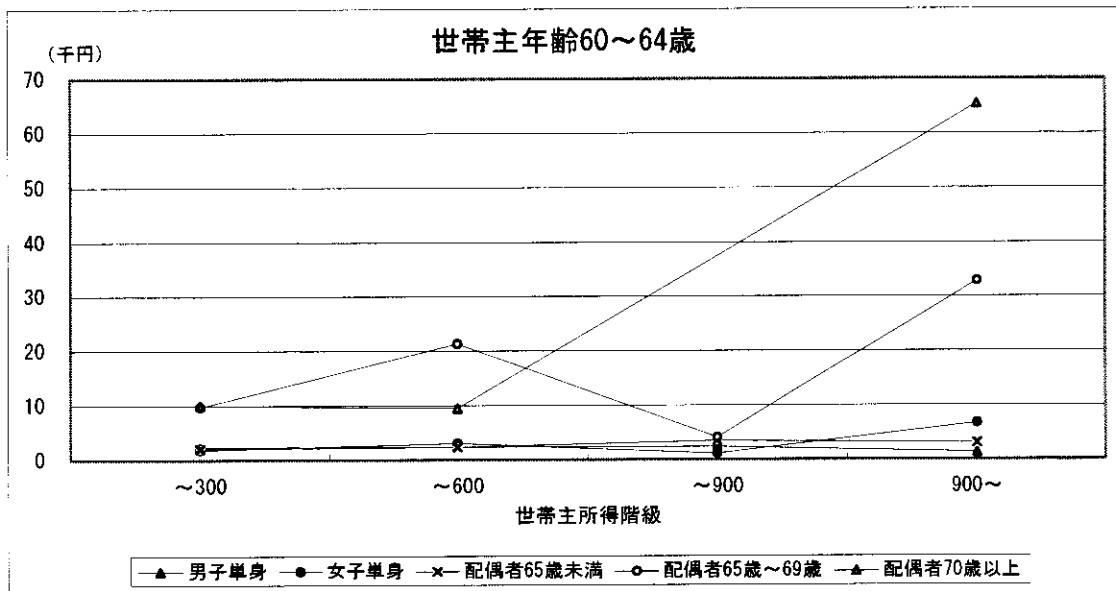


④ ケース3-A : 公的年金等控除を給与所得控除と同水準にする

(図表3-14、図表3-15)

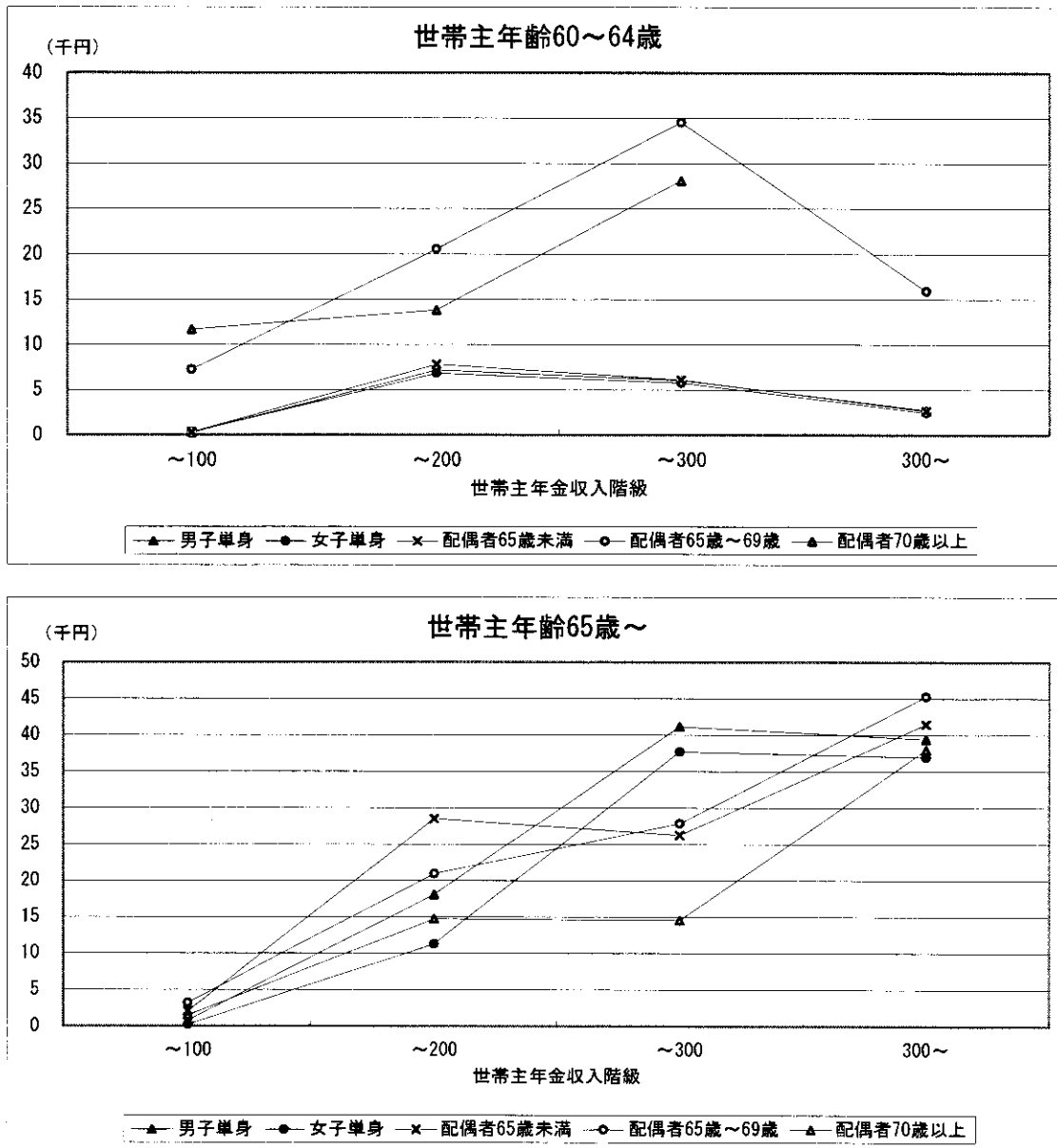
定率控除を廃止したケース2-A～ケース2-Cと比較して、世帯主年齢が60～64歳の場合で、所得税の増加が抑制されているが、世帯主年齢が65歳以上の場合は、全体傾向はほぼ同様である。なお、全体の合計所得税増加額は、約2,000億円となった。

図表3-14 世帯主の所得階級別1世帯あたり所得税増加額(ケース3-A)



世帯主年齢が60～64歳の世帯では、世帯主の年金収入階級は所得税額にそれほど影響を与えないが、世帯主年齢が65歳以上の世帯では、世帯主の年金収入が増加するにつれて、所得税増加額も大きくなる傾向にある。

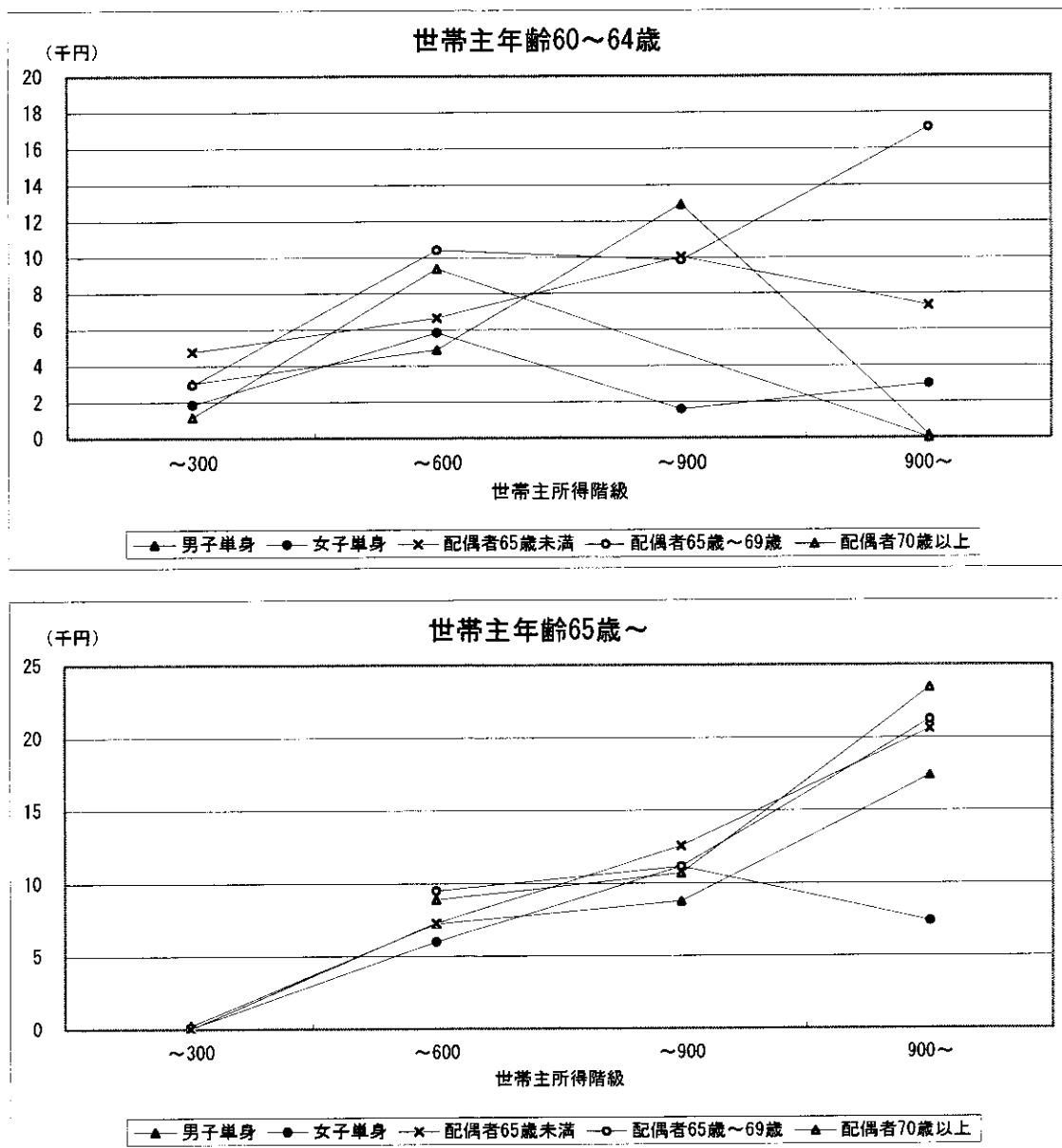
図表3-15 世帯主の年金収入階級別1世帯あたり所得税増加額（ケース3-A）



⑥ ケース3-B : 定率控除部分の控除率を引き下げ (図表3-16、図表3-17)

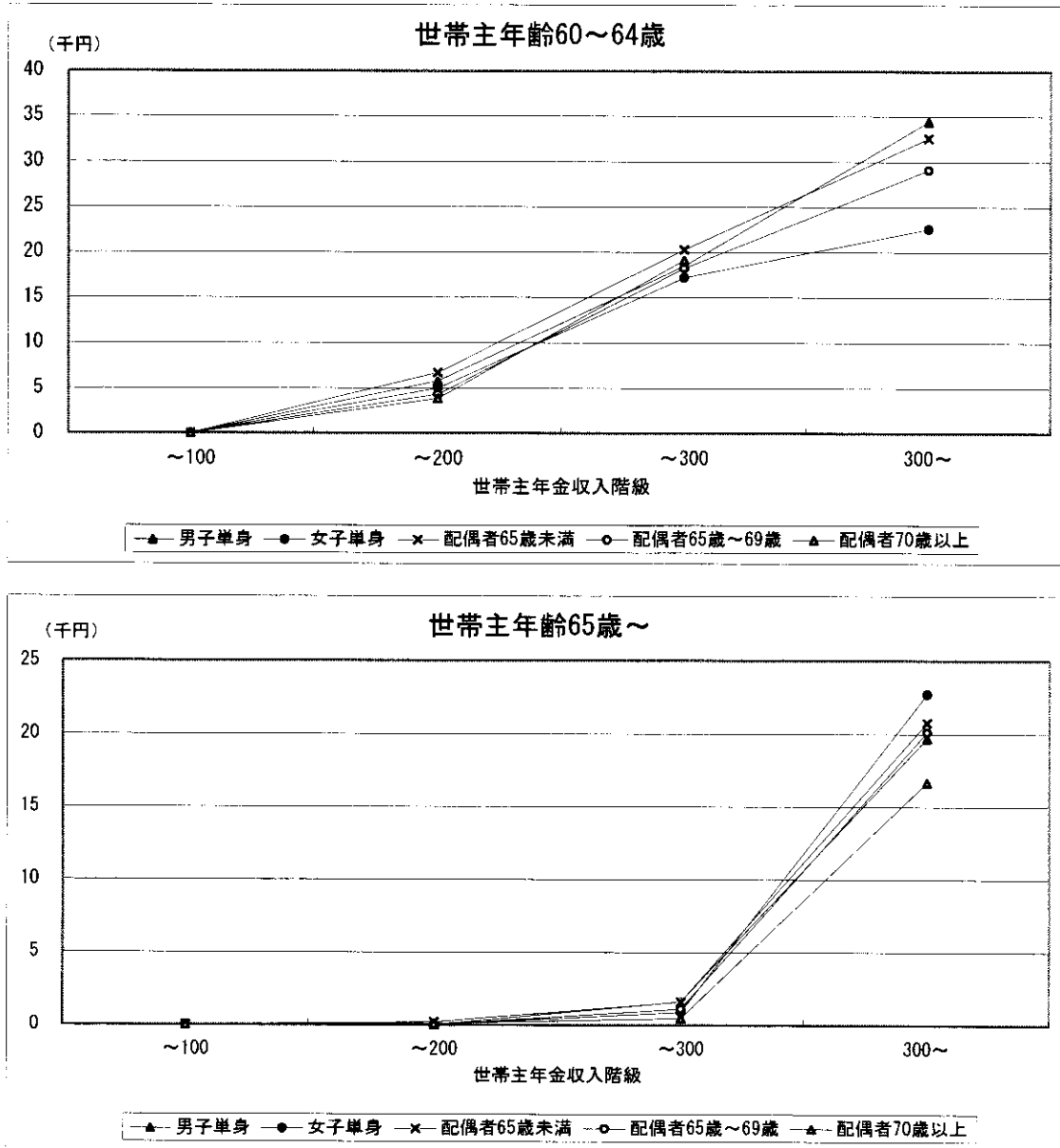
全体傾向は世帯主年齢に関係なく、ケース2-B とほぼ同様で、それぞれの世帯主所得階級での所得税増加額はケース2-B のほぼ半分である。なお、全体の合計所得税増加額は、約 580 億円で、今回試算した 11 ケースの中で一番小さい額であった。

図表3-16 世帯主の所得階級別 1 世帯あたり所得税増加額 (ケース3-B)



年金収入が増加するにつれて、世帯主の年金収入階級別の所得税額も増加する傾向にあり、世帯主年齢が60～64歳で年金収入100万円未満と、65歳以上で年金収入300万円未満の世帯では増加額はほぼゼロになる。

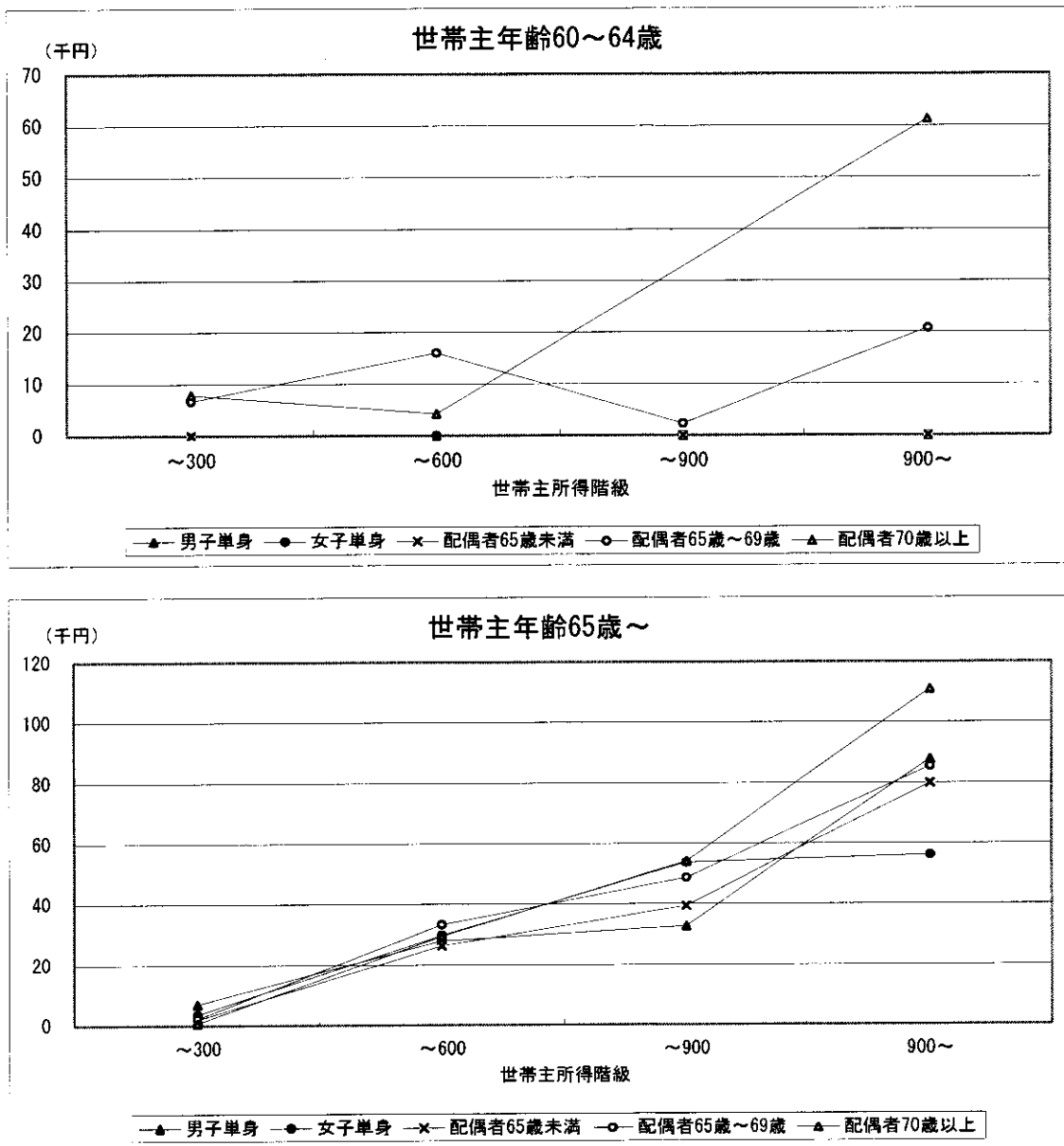
図表3-17 世帯主の年金収入階級別1世帯あたり所得税増加額（ケース3-B）



⑦ ケース3-C : 65歳以上と65歳未満の控除を等しくする(図表3-18、図表3-19)

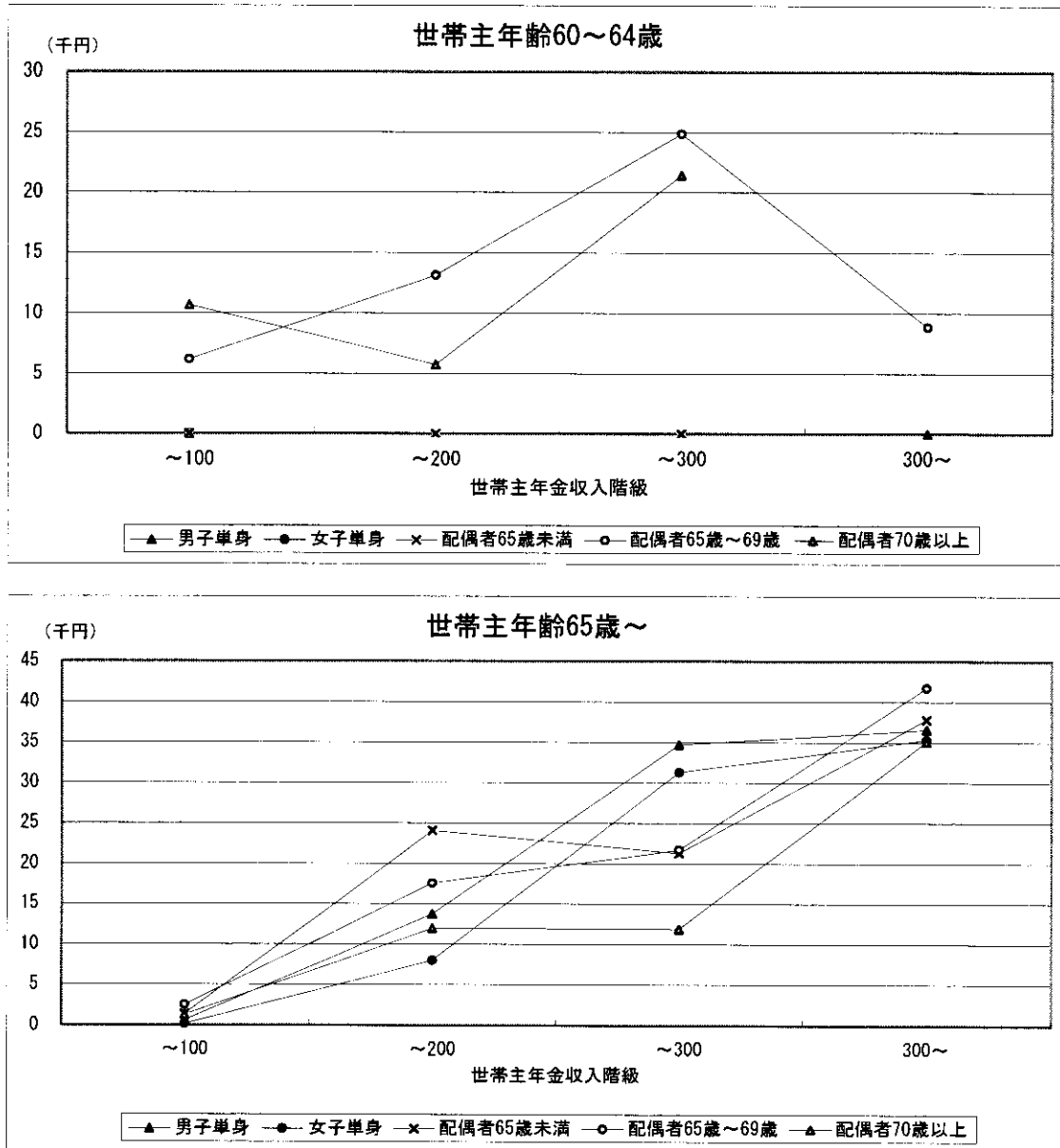
65歳以上の世帯主と配偶者が所得税増加の対象となる。世帯主年齢65歳以上の増加額を見ると、全体傾向はケース2-Cに近いものとなっているが、定率控除を廃止していない分、その伸びは若干抑制されている。なお、全体の合計所得税増加額は、約1,600億円となった。

図表3-18 世帯主の所得階級別1世帯あたり所得税増加額(ケース3-C)



前ページと同様に、65歳以上の世帯主と配偶者が所得税増加の対象となる。世帯主年齢65歳以上の増加額を見ると、全世帯主の年齢が65歳以上の世帯では、ケース3-Aとほぼ同様の傾向である。

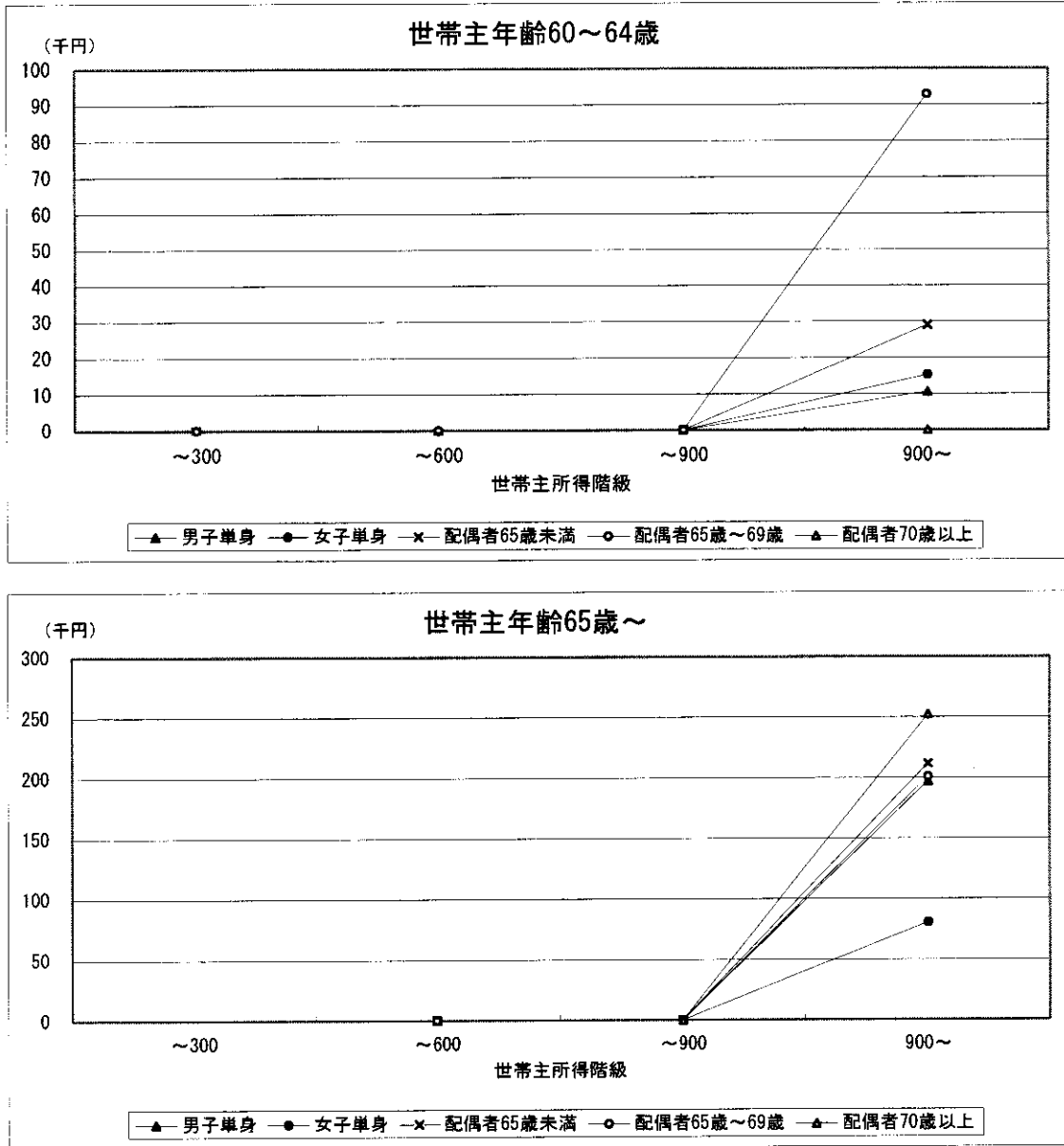
図表3-19 世帯主の年金収入階級別1世帯あたり所得税増加額（ケース3-C）



⑧ ケース4-A : 1,000万円の所得制限を導入 (図表3-20、図表3-21)

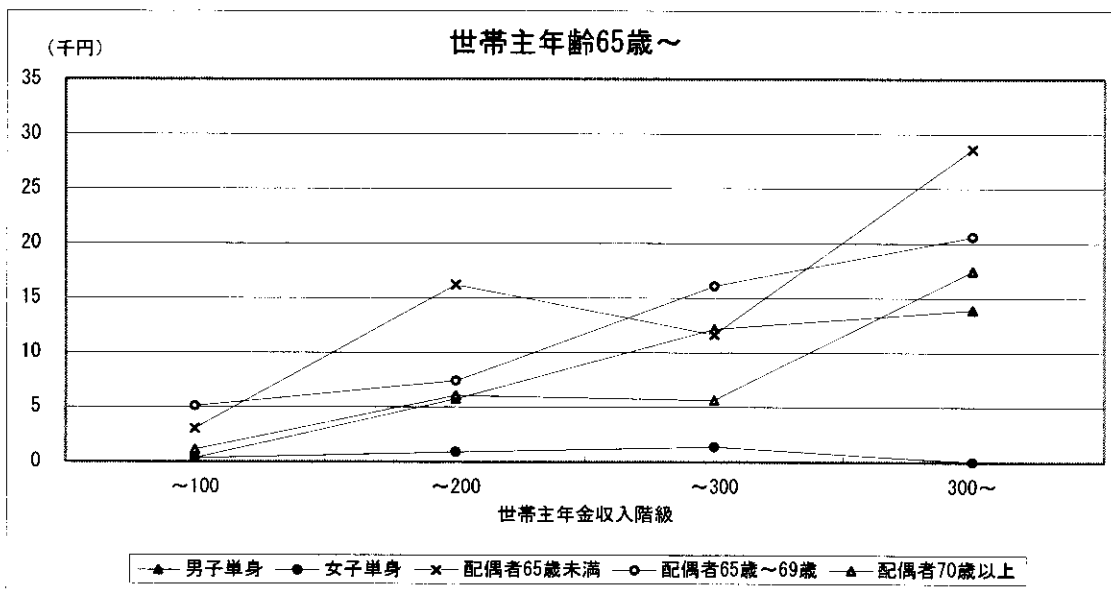
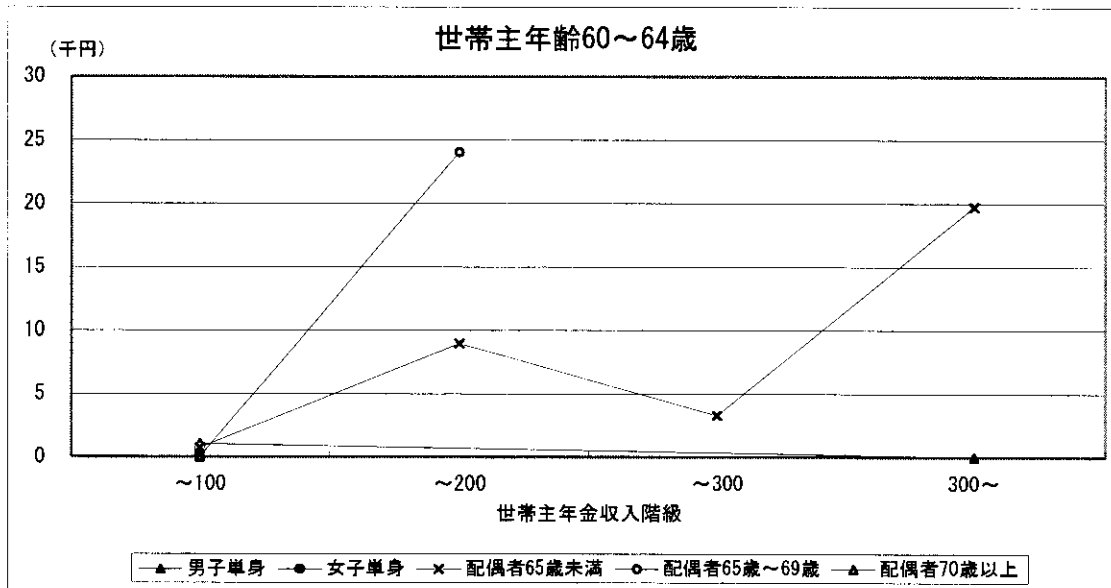
所得制限の影響により、1,000万円以上の階級のみが所得税増加の対象となっている。なお、全体の合計所得税増加額は、約890億円となった。

図表3-20 世帯主の所得階級別1世帯あたり所得税増加額 (ケース4-A)



世帯主が60歳～64歳で、配偶者が65歳未満の世帯と65～69歳の世帯を除き、所得税増加額はほぼゼロとなるが、世帯主が65歳以上の世帯は、世帯主の年金収入が増加するにつれて、所得税の増加額も大きくなる傾向にある。

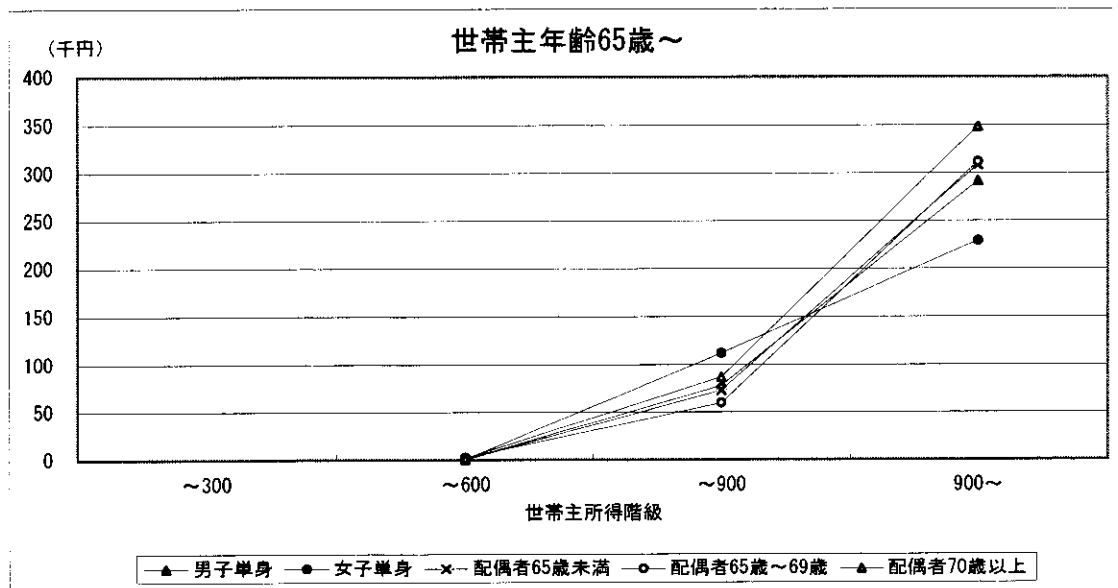
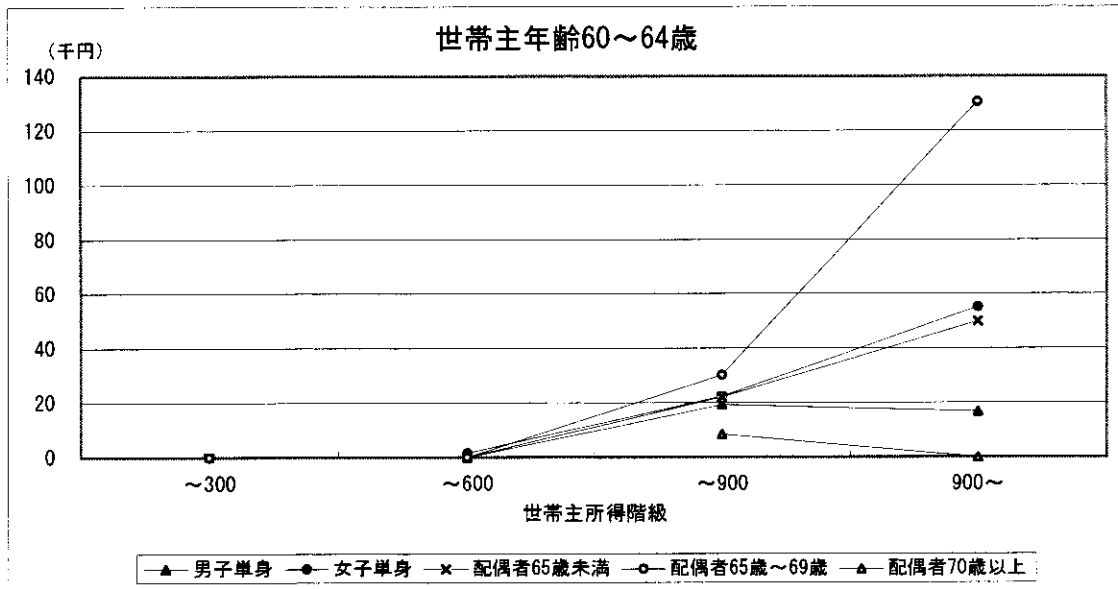
図表3-21 世帯主の年金収入階級別1世帯あたり所得税増加額（ケース4-A）



⑨ ケース4-B : 500万円の所得制限を導入 (図表3-22、図表3-23)

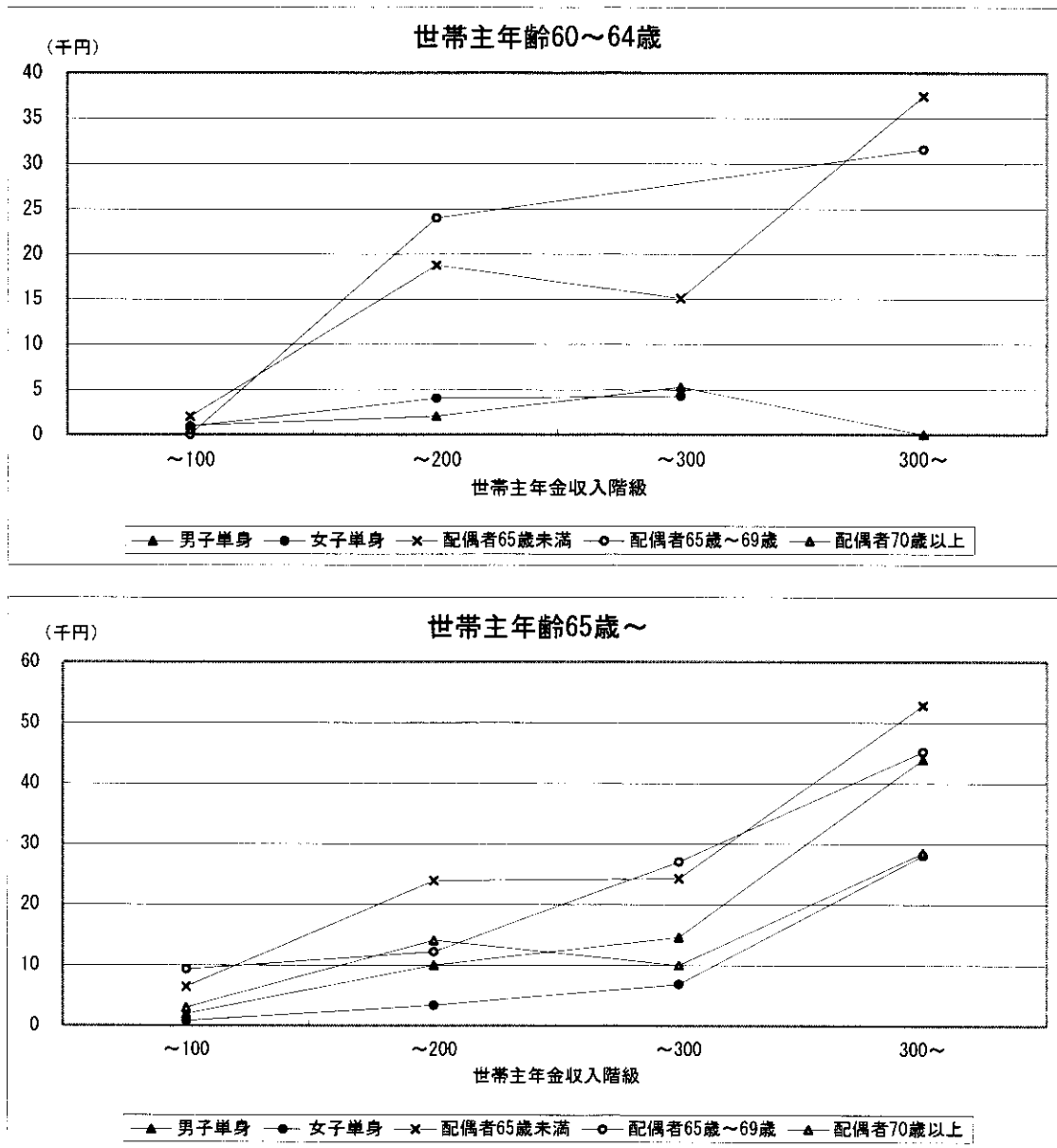
所得制限の影響により、500万円以上の階級のみが所得税増加の対象となっている。なお、全体の合計所得税増加額は、約1,800億円となった

図表3-22 世帯主の所得階級別1世帯あたり所得税増加額 (ケース4-B)



ケース4-Aと比較して、所得制限が引き下げられたことにより、全体的に所得税の増加幅が大きくなっている。特に、世帯主が65歳以上で、年金収入が300万円以上の世帯の所得税増加が目立つ。

図表3-23 世帯主の年金収入階級別1世帯あたり所得税増加額（ケース4-B）

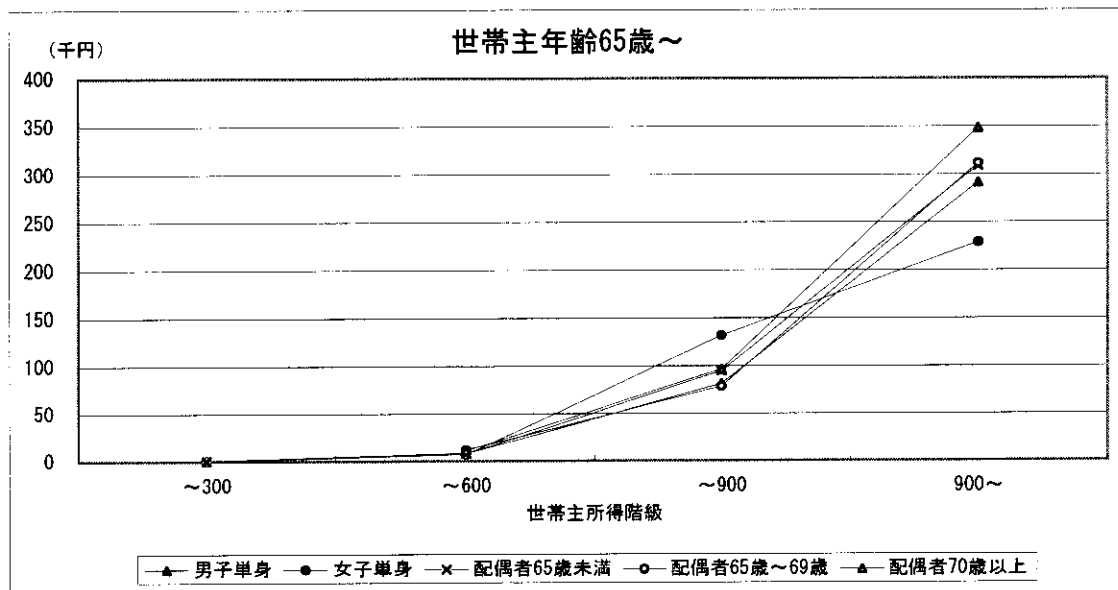
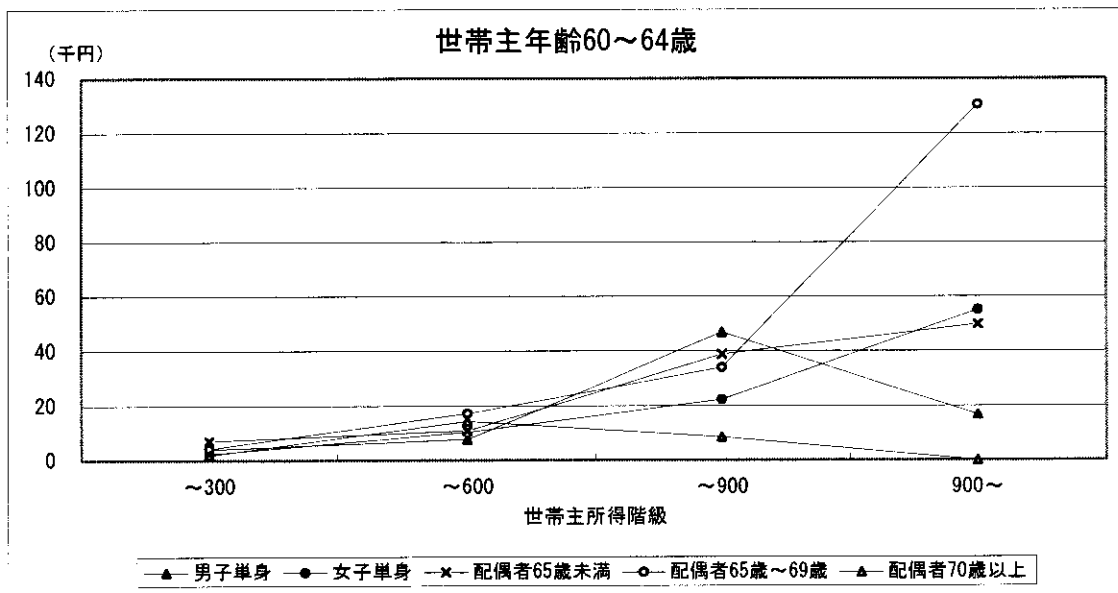


⑩ ケース5-A : 定率控除を廃止して、現行の最低保障額まで定額控除を引上げ、さらに500万円の所得制限を導入

(図表3-24、図表3-25)

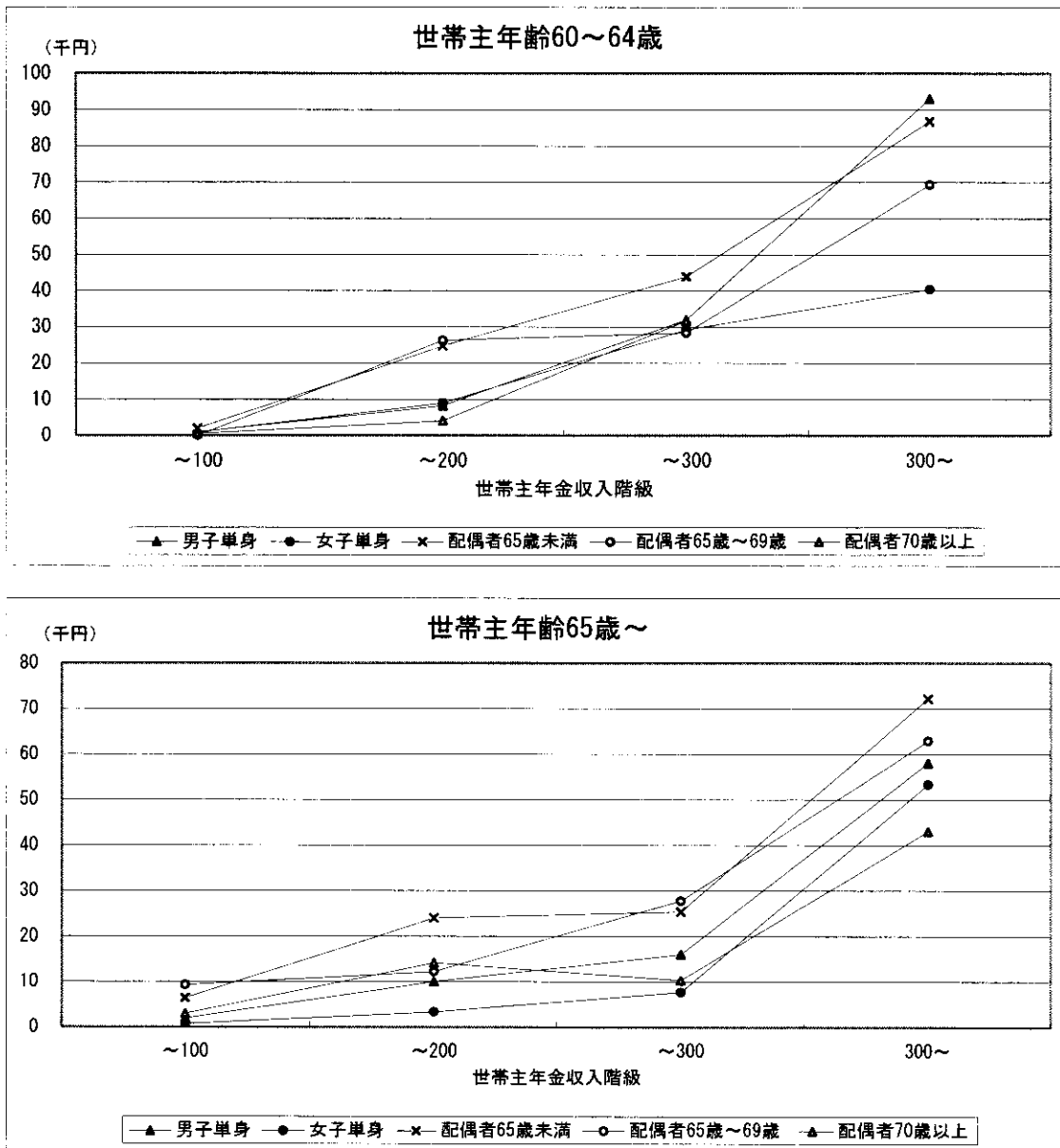
ケース4-Bとは異なり、定率控除を廃止している影響で、世帯主所得階級が600万円未満の階級も所得税増加の対象となっている。なお、全体の合計所得税増加額は、約2,500億円となった。

図表3-24 世帯主の所得階級別1世帯あたり所得税増加額(ケース5-A)



世帯主の年齢によらず、年金収入が増加するにつれて、所得税増加額も大きくなる傾向にある。特に、世帯主が65歳以上で、年金収入が300万円以上の世帯の増加額がケース4-Bよりもさらに顕著である。

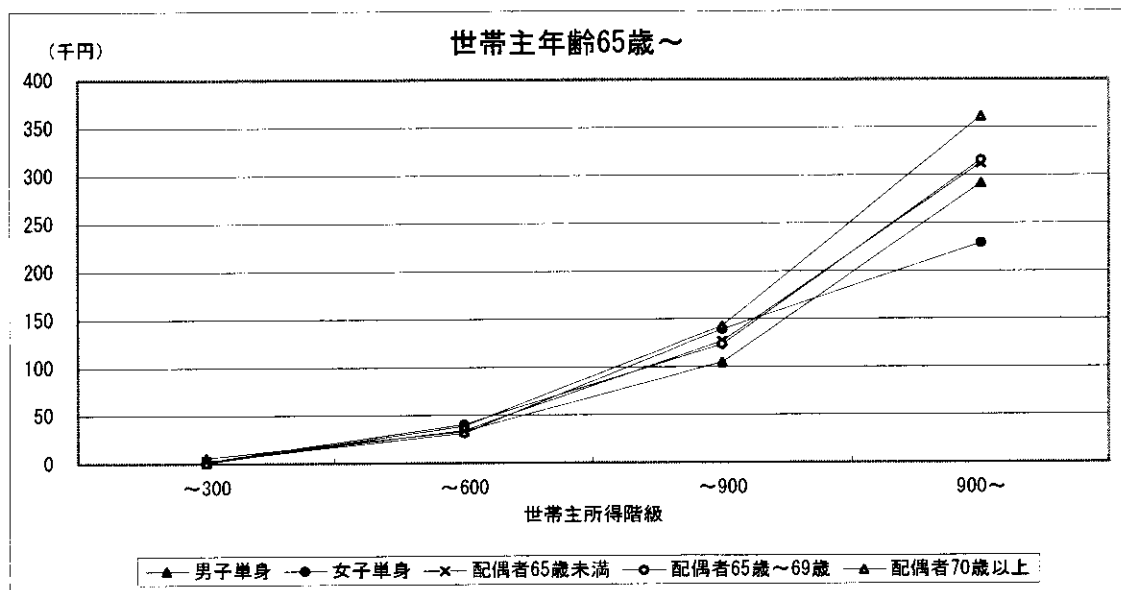
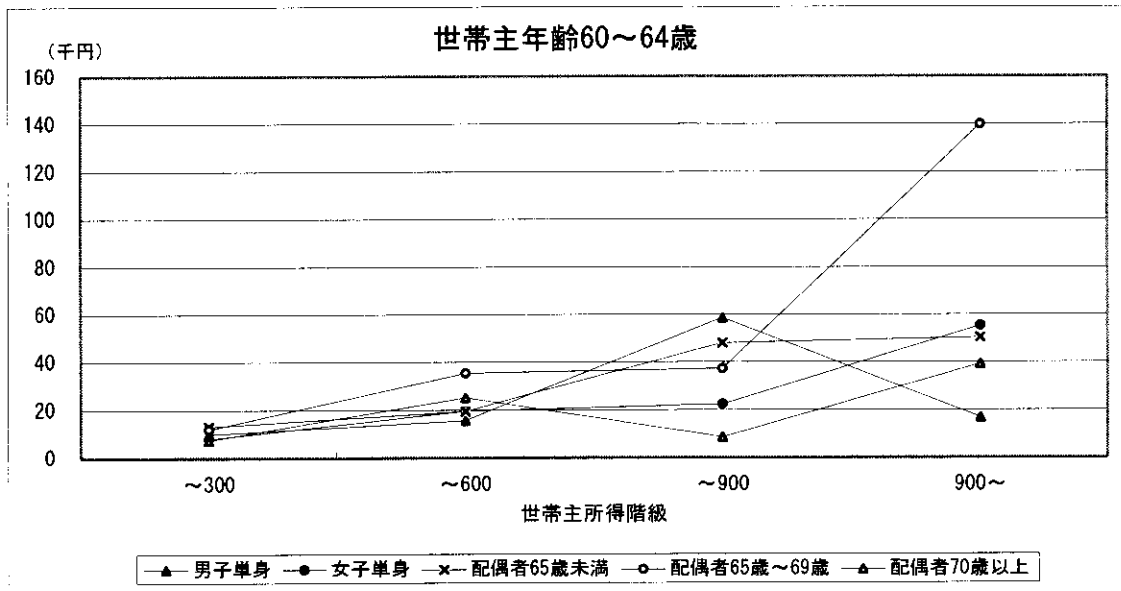
図表3-25 世帯主の年金収入階級別1世帯あたり所得税増加額（ケース5-A）



- ⑪ ケース5-B : 定率控除を廃止して、最低保障額を現行の定額控除相当額までとし、さらに500万円の所得制限を導入(図表3-26、図表3-27)

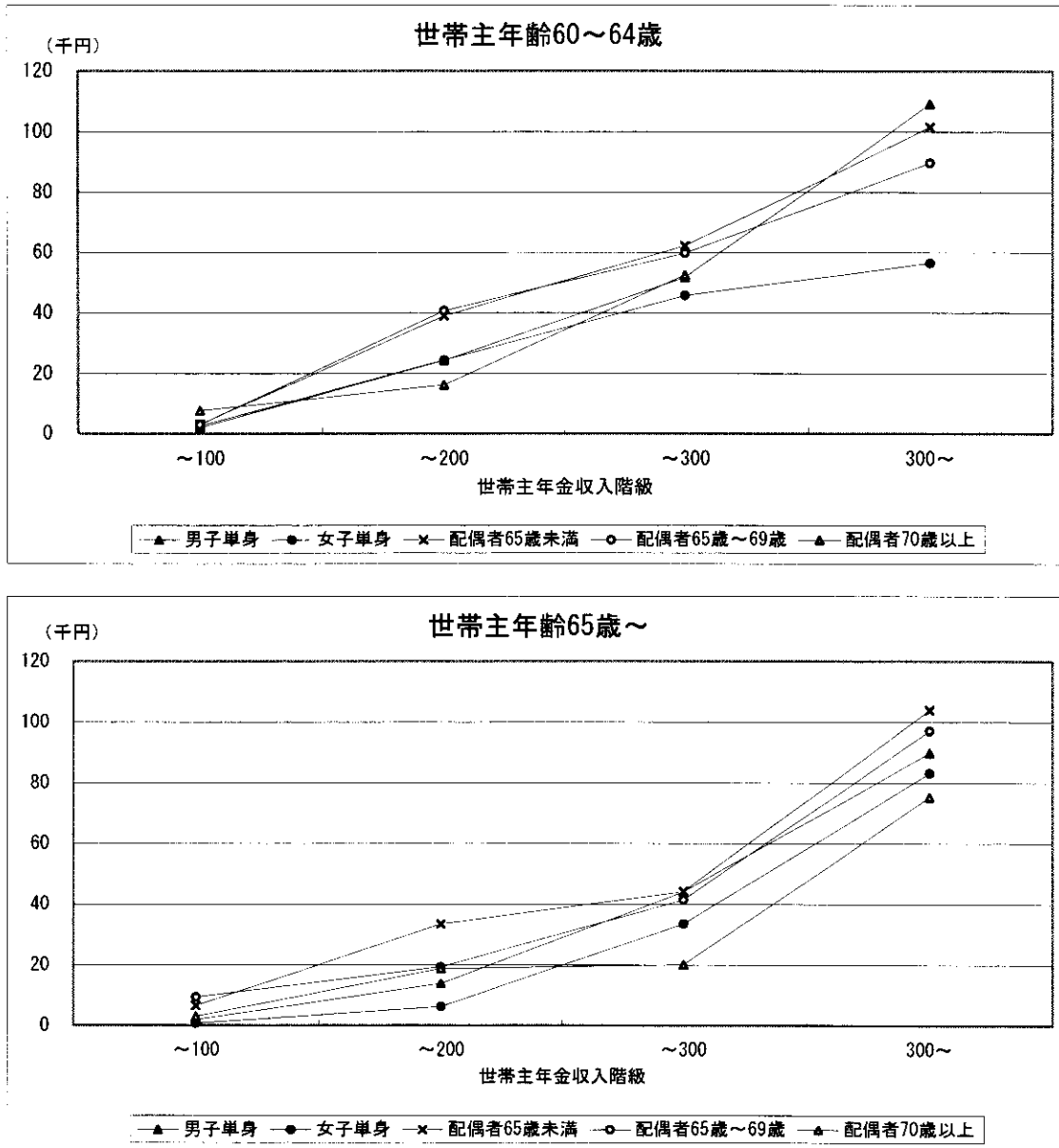
ケース5-Aに加えて最低保障額を引き下げている影響で、世帯主所得が600万円未満の階級での所得税増加額がさらに大きくなっている。また、600万円以上の所得階級でも若干増加額が大きくなっている。なお、全体の合計所得税増加額は、約3,900億円となった。

図表3-26 世帯主の所得階級別1世帯あたり所得税増加額(ケース5-B)



ケース5-Aと比較して若干所得税増加額が大きくなるが、ほぼ同様の傾向である。

図表3-27 世帯主の年金収入階級別1世帯あたり所得税増加額(ケース5-B)



(4) 住民税への影響

公的年金等控除の見直しにより公的年金等受給者個人の所得が増加（減少）し、個人住民税の所得割相当額（土地建物等の譲渡所得相当額を除く）へ影響を与える。ここでは、この影響額の合計金額を推計する（図表3-28）。

なお、本推計はマクロ指標を用いて行っているため、公的年金等受給者の個別の状態（例：住民税非課税か否か）や住民税制の細かい部分（例：課税対象額により税率が異なる）は反映されていない。しかし、おおよその傾向把握は可能であると思われる。

まず、道府県民税と市町村民税の所得割相当額の全国平均税率を推計する。

Step1 で、課税標準額階級別の納税義務者数を設定した（日本マーケティング教育センター「2001年版 個人所得指標」より）。**Step2** で、それぞれの課税標準額階級の中央値をもって、階級内に属する者のみなし課税標準額を設定し、**Step3** で、みなし課税標準額の全納税義務者合計金額を計算した。

Step4 では、みなし課税標準額を用いて、一人あたり都道府県民税と市町村民税の所得割相当額を計算し、**Step5** で全納税義務者について合計金額を求めた。

Step6 で、都道府県民税と市町村民税の所得割相当額の全納税義務者合計（**Step5** より）を、みなし課税標準額の全納税義務者合計（**Step3** より）で割ることにより、全国平均税率を推計した。

Step7 では、公的年金等控除の見直しによる所得変動額を、みなし課税標準額の全納税義務者合計（**Step3** より）に加算することにより、公的年金等控除後のみなし課税標準額の全納税義務者合計を求め、**Step7** で求めた全国平均税率を用いて、道府県民税と市町村民税の所得割相当額を計算した。

図表 3-28 道府県民税と市町村民税の所得割相当額推計フロー

Step	処理項目	内容															
1	課税標準額階級別納税義務者数設定	課税標準額別の納税義務者数を設定する（「2001年版 個人所得指標」 日本マーケティング教育センター）。															
2	みなし課税標準額設定	課税標準額階級の中央値を、その階級に属する者のみなし課税標準額とする。															
3	みなし課税標準額の全納税義務者数合計の計算	みなし課税標準額×納税義務者数を全ての課税標準額階級について合計した値を全納税義務者の合計みなし課税標準額とする。															
4	課税標準額階級別の一人あたり道府県民税と市町村民税の計算	<p>Step2 の課税標準額階級別みなし課税標準額に応じて一人あたり道府県民税と市町村民税の所得割相当額を計算する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>課税標準額</th> <th>計算式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道府県民税</td> <td>7,000,000 円未満</td> <td>課税標準額 × 2%</td> </tr> <tr> <td>7,000,000 円以上</td> <td>課税標準額 × 3% - 70,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">市町村民税</td> <td>2,000,000 円未満</td> <td>課税標準額 × 3%</td> </tr> <tr> <td>7,000,000 円未満</td> <td>課税標準額 × 8% - 100,000</td> </tr> <tr> <td>7,000,000 円以上</td> <td>課税標準額 × 10% - 240,000</td> </tr> </tbody> </table>		課税標準額	計算式	道府県民税	7,000,000 円未満	課税標準額 × 2%	7,000,000 円以上	課税標準額 × 3% - 70,000	市町村民税	2,000,000 円未満	課税標準額 × 3%	7,000,000 円未満	課税標準額 × 8% - 100,000	7,000,000 円以上	課税標準額 × 10% - 240,000
	課税標準額	計算式															
道府県民税	7,000,000 円未満	課税標準額 × 2%															
	7,000,000 円以上	課税標準額 × 3% - 70,000															
市町村民税	2,000,000 円未満	課税標準額 × 3%															
	7,000,000 円未満	課税標準額 × 8% - 100,000															
	7,000,000 円以上	課税標準額 × 10% - 240,000															
5	課税標準額階級別納税義務者の道府県民税と市町村民税の計算	Step1 と Step4 で求めた結果から、課税標準額階級別納税義務者の道府県民税と市町村民税の所得割相当額を計算する。															
6	道府県民税と市町村民税の全国平均税率計算	Step5 で求めた課税標準額階級別の納税義務者に対する道府県民税と市町村民税の所得割相当額を課税標準額の全階級について合計した値を、Step3 で求めた全納税義務者の合計みなし課税標準額で割って、全国平均税率を計算する。															
7	公的年金等控除見直し後の合計課税標準額計算	Step3 で求めた全納税義務者の合計みなし課税標準額と公的年金等控除の見直しによる所得変動額（図表 3-5 Step7）を加算する。															
8	公的年金等控除見直し後の道府県民税と市町村民税計算	Step7 で求めた合計課税標準額に Step6 で求めた全国平均税率をかけて、公的年金等控除見直し後の道府県民税と市町村民税の所得割相当額を計算する。															

試算の前提条件のそれぞれについて、上記 Step1 から Step8 を実行し、道府県民税と市町村民税の所得割相当額への影響（住民税の増減額）を試算した（図表 3-29）。なお、現行の公的年金等控除制度において個人住民税非課税の世帯についても、公的年金等控除見直しにより、課税対象となることが想定されるが、前記したようにここでは考慮していない。

公的年金等控除を全廃するケース1では、道府県民税と市町村民税を合計して、約 9,100 億円の住民税の増加となる。これは実際の個人道府県民税と個人市町村民税の合計住民税額の約 10%に相当する。

ケース 1~ケース 3-C の所得税の増加額は、道府県民税と市町村民税の所得割相当額増加額の 1.3 倍程度であるが、1,000 万円の所得制限をしたケース 4-A は、所得税の増加額が 890 億円であるのに対して、道府県民税と市町村民税の所得割相当額の増加額は 203 億円となり、4.4 倍程度となっている。また、500 万円の所得制限をしたケース 4-B は、所得税の増加額が 1,840 億円であるのに対して、道府県民税と市町村民税の所得割相当額の増加額は 610 億円となり、3 倍程度となっている。これは、所得税率が高い高所得者のみが所得税の増加の対象となるためであると考えられる。